

随意契約（相手方指定）調書

件名	備品購入契約（投票用紙自動読取分類機制御機器・増設ユニット）	No.5200295
工（納）期	令和 7 年 5 月 3 0 日	
契約締結日	令和 7 年 4 月 1 日	
契約金額	1 2, 3 7 9, 4 0 0 円（消費税込み）	

契約相手方	グローリー株式会社 国内カンパニー営業本部首都圏支店 (法人番号：5140001058614)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	備品購入契約（投票用紙自動読取分類機制御機器・増設ユニット）
指名業者 （案）	名 称 グローリー株式会社 国内カンパニー営業本部首都圏支店 所在地 東京都文京区本郷三丁目１４番７号 代表者 支店長 後藤 英文
特命理由	本件は、投票用紙自動読取分類機（以下、「分類機」）の制御機器及び増設ユニットの購入である。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 【製品指定について】 本件は、現在区で所有している分類機の制御機器及び増設ユニットの購入であることから、現在所有している分類機で使用可能な製品を指定することは妥当である。 【相手方指定について】 分類機の詳細機能や機器構成等に関する情報は非公開であることから、機器の製造元である上記業者以外から購入することは不可能であるため、相手方指定も妥当である。 以上のことから、製品を指定した上で、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）